

市町村合併と公文書保存

安藤文雄

はじめに

筑摩書房の雑誌『ちくま』三九五号を見ていたら、なだいなだ氏の「スーイッチョンは本当にいないか」という文章にであいました。なだいなだ氏は鎌倉に住み、何種類かの虫の声を聞き分ける事ができるとのことですが、ある時ふと、ウマオイがいけないのに気づきました。スーイッチョンの鳴き声がないのです。そこでその道に詳しい人に尋ねたところ、「年をとるとある周波数の音が聞こえなくなってくる」と、こう説明してくれたとのこと。スーイッチョンの音が聞こえなくなる、つまり老化してけると、一番最初に聞こえなくなるのがウマオイのスーイッチョンの声なのだそうです。そこで、なだいなだ氏は反省します。

なければなりません。資料が廃棄されて無くなったがため、後の人たちに「歴史は無い」と思わせないため、保存の取り組みが必要です。

歴史資料は残そうとする意志が働かなければたいいはいは消失してしまいます。敗戦直後、鳥取県庁にあった多くの公文書が焼かれました。そのため明らかにならない点がたくさんあります。たとえば教育に関する戦前の公文書は、現在、県教育委員会にはほとんど無く、どのような教育が戦前戦中に行われたのか、県教育委員会の資料からは解明できないのです。敗戦直後の廃棄の指示に対して、だれも残そうとせず営々と従ったのです。市町村も同様でした。県庁の文書焼却作業にたずさわった若い職員が、あまりにも無雑作に焼却されることに疑問を持ち、いくつかこっそりと焼却しないで残してくれました。上司の命にそむいたわけですから、半ば後ろめたい気持ちで、その保存に苦労したとのこと。その時から四十五年後、公文書館が出来た時、その文書資料を持って来られました。表紙には「秘密」等の文字が書いてあります。小学校の先生の履歴書まであります。この人は、名前は伏しておいてもらいたいのことでした。おかげでスーイッチョンの声がかすかに聞こえます。

私たちの父母の時代、祖父母の時代、みなおしなべて、

「自分には聞こえていなかったので存在しないのだと決めていた。しかし、聞こえないことは存在しないことではない」と。そして「最近の若い者は、現代史を知らない知らないばかりでなく、知らないことは存在しないことと思っている、などと批判してきた自分に、このスーイッチョン体験は、重くのしかかってきた」と結ばれています。

この虫の声を自分たちの住んでいる地域の歴史に置き換えてみましょう。知らなかったら歴史など何もないということになります。仮に多少は知っていても、年をとったら聞こえなくなるものが有るということを知らないでいると、無かったことになってしまいうでしょう。まだ、スーイッチョンの声が聞こえているうちに、聞こえなくなってもウマオイはいないなどと思いきまないために準備しておか

戦争にまきこまれるという、かつてない共通の体験をしました。その体験を無視しては物事を考えることができないいわば国民的体験とも言うべきものです。その体験を記憶する人たちが年々少なくなっていくとあるなかで、文字に記録された史料が大切になります。戦争にかかわる多くの公文書は無くなったといえまだ旧市町村役場文書の中には残っていると思われれます。かすかに聞こえるスーイッチョンの声を残したい。もちろん歴史は豊かなものですが戦時関係のものばかりではなく、色々な音色で聞こえるスーイッチョンの声も保存しなければならぬのはいうまでもありません。今、平成の市町村大合併により役場に保管されていた古い公文書が廃棄されることが危惧されます。合併事業にともなうスーイッチョンの声が聞こえなくなる前に、資料保存に取り組まなければなりません。

一 県立の歴史資料保存機関と資料の連続性

〈県立の歴史資料保存機関〉

現在、鳥取県には県立の歴史資料保存にかかわる施設として、昭和六（一九三二）年に開館した図書館、昭和四七（一九七二）年に開館した博物館、平成二（一九九〇）年に開館した公文書館があります。博物館、公文書館がで

るまで鳥取県の歴史資料を保存する公的な機関は、長い間、県立図書館のみでした。ただし、これはほとんど近世文書であつて、明治以降の公文書を中心とする資料は、県庁や市町村役場に保存されてきました。明治以来の文書保存規程を読んでもみますと、かなり厳重に守られていたことが分かります。しかし、①昭和二〇年敗戦直後、および②昭和二〇年代後半に始まる市町村合併、この二つの時期に、保存規程は軽視され、多くの資料が廃棄され現在に至っています。

鳥取県には寛永年間より明治維新に至るまでの二三〇年余の藩政資料として、池田家文書群が保存されています。現在、県立博物館に収められていますが、池田家から鳥取県に渡った時点では、まだ、博物館はなく、県立図書館に入れられました。鳥取県立博物館が、一九七二年一〇月に開館し、池田家資料も移動します。

一九九〇年一〇月には県立図書館が一館に統合され、同時に県立公文書館が設置されました。この時点で、歴史資料のうち、近世までを博物館、近代以降の公文書を中心に公文書館、そして、書籍・記録の冊子類を図書館が担当するという三館の間でルールのようなものができたようです。

私は、最近、秋田県の歴史資料保存をめぐる一連の動き

など歴史も伝統も異なる行政体をまとめ一県にした兵庫県などと比較すれば面白いかと思えます。藩主の最初の仕事は農民の耕作する土地を確定し年貢を決めることです。鳥取藩では、村ごとに地続帳という帳簿を作り、位置・反別・免分等詳細に記録します。字ごとに作成した絵図を「田畑地続字限絵図」といって明治の中頃まで何度も作成されています。

藩政の最も初期には、それまでの地続帳を元にして検地が行われ、「地詰帳」と呼ばれる帳簿を作成しました。これが明治以降の地租改正に至るまで綿々と利用されているのです。町村役場には地詰帳等の近世庄屋文書が数多く保存されています。私の調べた旧村役場文書の中には、ほぼ二割が近世文書というところがありました。

それらの近世文書中、寛永期の地詰帳二冊を手にしたことがあります。表紙には元の標題・年号が記されているのですが、持ち主が替わり、地位が変化し、そのたびに免の上下が行われたあとでしょうか、簿冊の地の部分に何度も紙が貼り付けられ、数字が変わっていて、その厚さが元の何倍にも膨れあがっていました。このような姿を見ますと、明治四年を境に近世と近代を切り分け、前者を教育委員会所管の古文書、後者を市町村部局の行政文書として、別々の機関に担当させるのはまちがっています。

を知りました。むしろ資料管理というより人事管理の問題のように思えるのですが、そこには行政側に歴史資料に対する基本的な姿勢が欠如しているように思われます。秋田には、開館直後と、全史料協全国大会の二度出かけました。文書資料を博物館、図書館より新設の公文書館に、その資料を担当する人々と一緒に移し、分断のない一貫した歴史資料の保存利用を行うという秋田県の見事な姿勢に感心したものです。

鳥取県では、保存機関が三つに分かれていますから、利用者にとっても、研究者にとっても不便です。そうかといつて、秋田県のように一元化しなくても、行政の壁は、あまりにも大きく厚い。そこでなんとか打開策をということ、専門員の人事交流を目指しました。やや、実現し、経験と知識の共有が可能になり、うれしく思っています。

〈資料の連続性〉

資料の連続性についても少し述べたいと思います。鳥取藩は寛永九（一六三二）年に池田光仲という幼い藩主が岡山から御国替えになり、以来、明治まで池田家藩主が二代続きます。因幡・伯耆の二国を領し、三三万石の大名家でした。その行政区画は現在の鳥取県と同じですから三八〇年近く変化がないといえます。天領・大名領・旗本領

庄屋文書は戸長役場に引き継がれ、連合戸長役場を経て明治二二年以来の近代村役場につながっています。そのありさまをこの地詰帳は証明しています。藩政期に作成された絵図類も同様で、地番の付与など、明治以降古い絵図面に新しく貼り付けて活用している例はたくさんあります。

〈公文書館勤務の経験〉

私は、公文書館には一九九三年から九九年までと、二〇〇〇年四月から現在までと、合わせて十数年勤務しています。はじめは館長として、後は退職後非常勤の専門研究員としてです。当初、最も力を入れたことは、明治四（一八七一）年開県以来の県の歩みを記す公文書を集めることでした。引継の時に、明治期の県有公文書がわずか一〇〇〇余冊、昭和二〇年まで見ても二〇〇〇冊を少し越える程度です。そこで立てた作戦は、県が市町村に送った文書が廃棄されないで残っている役場を広くさがすことでした。幸いなことに、昭和三〇年代終わり頃から鳥取県史編纂事業が始まり、市町村役場の文書保存状況を調査した記録もありました。できるだけ県庁から遠く離れていて、まだ、木造の古い庁舎を使っている町村を最初に調べました。私たちの間で文書散佚の三大原因としてよく話題になったことは、①庁舎新築時の文書整理、②町村合併時の不要文書廃

棄、③市町村史編纂事業終了後の文書散佚、です。この物差しで見ると県庁所在地周辺や市部にはあまり期待が持たせません。実際に歩いてみてまさにその通りであると実感しました。

残された公文書から学ぶべき事はたくさん有るように思いますが、最近の行政改革の中で、例えば公文書館のような施設は不要不急として整理の対象とされやすいように思います。地域の浮沈を如実に記録している、これらの公文書等歴史資料に学ぼうとする姿勢の欠如を強く感じます。合併に際しては土地・戸籍・租税等、統一を必要とする事務・文書数は数千にのぼります。明治期といわず、つい五〇年前の昭和の大合併時にはどうしたか。私は、以前、明治期の市町村大合併時の文書資料を博搜し、展示会を開いた事があります。財政難の村と一緒にすることをきらい独立を主張する村、名称の消失にこだわり、同盟休校をも辞せず、自村の名称を主張する村等々、これらを合併故障村といっていたようですが、どのように乗り越えてきたのでしょうか。どの役場にもさすがに合併時の文書の綴りは残っています、当時はふりかえって調べてみようとする役場が今有るでしょうか。またしてもゼロからのやり直しのようです。

平成の大合併を機にコンピュータによる文書業務の革命のために公文書館に専門員が一人配置されました。この支援事業より早く市町村保存の公文書調査は既に実施しており、鳥取県史編纂事業と欠落公文書収集事業です。昭和三〇年代後半鳥取県史編纂事業の折に一〇市町村役場に調査に入っています。県史編纂の調査は役場以外にも公民館など資料保存施設と思われるところにも及んでいます。県史編纂に必要であると思われる資料の調査及び目録作成は、全体から見ればごく限られたものですが、残されている目録をみると的確な資料を拾い上げています。その後、公文書館の欠落公文書収集事業の一環として六町村の旧役場資料調査を実施して二万五千冊を目録化しています。そして昨年度の「市町村公文書保存支援事業」で五町村の調査に入り五千冊ばかりの簿冊の目録化をしました。欠落公文書収集事業と公文書保存支援事業と合わせて一一町村の旧役場資料、約三万冊を目録化したことになりました。

昨年度、市町村公文書保存支援事業で町村役場に調査に行き、文書担当職員と資料の存在確認のため回りますと、何もないはずの町村役場の倉庫の奥の段ボール箱の中、車庫の二階、公民館の倉庫、等々色々なところから、文書担当者の知らない旧役場資料が少しずつ姿を現します。調査終了後も旧役場資料が新たに見つかったから調査を頼むと

が起こっているようです。一見、便利なようですが、大きな落とし穴があるようです。やはり紙による記録保存が安全確実だと思えます。パソコンに入れたから旧市町村のものとの文書はいらないなどと思わないようにしなければ、取り返しのつかない事故が起こった時どうしようというのでしょうか。

二 旧村役場文書の保存状態

一九九六年から今日まで、県下三九市町村のうちおよそ四分の一にあたる一一町村の旧役場文書の目録作成にかかわってきました。三万点ほどのうち一割近い二六〇〇点ぐらいが近世文書で、残りが明治四年から昭和二〇年代後半の昭和の大合併までの旧町村役場文書にあたります。

一昨年、県庁総務課の市町村役場宛に出したアンケート調査を見ると、どこも旧村役場文書はほぼ全滅状態でした。ところが昨年一年間「市町村公文書保存支援事業」として公文書館が全市町村に向いて直接担当者から聞き取り調査をしましたところ、予想したより資料が残存し、やや状態は明るく見えました。この調査は、県議会の折に知事が保存協力を約束した結果、平成一五年度「市町村公文書保存支援事業」として実現した総合調査なのです。この事業

という連絡も幾つか有り、無いと思われる資料の存在を確認できました。アンケート調査、聞き取り調査に加えて、担当者と一緒に役場内外を探索することが大切だということを感じた次第です。

そしてもう一つの旧役場文書とも言える「区長タンス」の中の文書である区有文書の存在も忘れてはなりません。県や郡から来た様々な指令は、村役場によって更に区長のもとに送られる例が多いものです。

区有文書の調査は、まだ二、三の地域しか経験しておりません。今後の課題かと思えます。区有文書の中には「公文書達綴」という形で保存されている資料があります。とりわけ明治の初期には「地租改正下調帳」のような徹底した土地調査はまず区単位で実行され、村役場でまとめられて郡・県に提出されます。村独特の祭礼、総事等の記録が伝わるのは当然ですが、役場仕事の下請けを続けていたのが区長なのです。国が決めた諸法令が具体化していく有様を県・郡・村と追っていき、その最終レベルを観察することが出来るのです。

先にも申しましたが、旧役場文書として残っている資料のうちおよそ一割位は近世文書・庄屋文書ではなからうかと感じています。たとえ近世文書であっても、これも又、立派な行政文書資料であって、重要な文化財であるが故に

教育委員会の文化課が担当すべきものだ、などと考えないで調査すべきだと思います。市町村によつては、保存手段に思いあぐねて、文化財にすれば大丈夫だろうと考えるところもある由。そうなれば、文化財だけ切り離してあとは知らぬ顔となります。どのような文書も、他の文書資料と切り離して良いものではなく、お互いに関係を持つ網の目の一つだということ認識すべきです。

明治になりますと、当初、戸長役場時代の役場が、戸籍事務について近世の庄屋とかわからない仕事をすぐに行うようになります。必要な文書は基本的には庄屋からの引継です。というよりまさに庄屋文書そのものといった状態がしばらく続きます。

明治一二年頃の三新法時代以降、戸長役場の整理統合が進められ、連合戸長役場として機能します。それから明治二三年の府県制・町村制の、いわば近代的役場に整備されていく時代を迎えるのです。この間、郡役所が作られます。郡役所は国家権力の最末端、郡長は国家官吏の一員として、総理大臣に任命されます。

郡役所は大正一五年に任務を完了して廃止されます。郡役所関係公文書があまり残っていないようですが、旧村役場に郡役所にかかわる資料が残存する場合があります。旧多里村役場資料には、ほぼ完全に郡役所の達を綴った資料

に二〇〇冊あまりで、国の法令や県の条例などは系統的に残っていない状況です。法治国家と言うには恥ずかしい状況です。昭和四〇年前後に鳥取県史近代篇を作成するのに法令等が無いことに困ったとのことです。これを救ってくれたのが県庁からはるかに離れた多里（現、日南町）に保存されている旧多里村役場の資料でした。その後、日南町史編纂にも利用されました。しかし編纂事業が終了すると旧多里村役場資料はそのまま放置されたので、多里の人たちは返して欲しいと、多里の農協に資料室を作りここに保管していました。一九九八年、欠落公文書収集事業で公文書館が調査したところ、埃と虫害による劣化が見られ、多里史料保存会と協議して公文書館に寄託してもらうことになりました。

旧多里村役場資料は全部で六三〇六点あり、その特色は三つあげることが出来るでしょう。①近世庄屋文書を引き継いでいることです。旧多里村役場資料にはおよそ四〇〇点あります。古い資料は寛永一〇（一六三三）年の大字ごとの新開帳から天保期の地続字限絵図など田地に関してきわめて豊富です。②国、県、郡役所より出された法令関係の簿冊が三〇〇冊あることです。この法令関係は多里村だけを対象にして出したものではありません。また内容が豊富ですからどの自治体でも利用できます。国関係は法令全

があります。むろん達綴だけではなく、具体的な種々の業務の文書が郡役所から送られ、又、郡役所に報告されています。

郡役所には、村役場とはどのような仕事をする所かという行政の「いろは」を、十分に行き渡らせようという目的があったと思われる。さまざまな文書の書式にいたるまで最初のものほど細かく指示がなされ、質疑応答がおこなわれています。郡役所文書の綴りは、はじめはとにかく厚いのですが、それが大正の終わりとなると実に薄いものになっていきます。村役場の職員も五〇年もたつと事務に熟達して、郡役所の指導など不要になってきたということでしょうか。

三 旧役場資料調査の紹介

〈旧多里村役場資料〉

旧多里役場資料は、この度の「市町村公文書保存支援事業」以前に鳥取県史編纂あるいは日南町史編纂のためすでに一部の調査が行われています。その後、公文書館の欠落公文書収集事業で調査をしました。

鳥取県の公文書のうち法令や条例をみますと、明治四年から昭和二〇年までの七四年間、残っている簿冊はわずか

書等でのついでにありますが、県関係としては注目すべきものは、木版で印刷され布告された明治五年「御布告書」をはじめ百四〇冊の布告の綴りです。明治九年から一四年まで鳥取県は島根県に併合され消えますのでこの布告類は貴重な史料です。③「郡役所達綴」が保存されていることです。明治一二年からはじめて大正一五年まで七二冊あります。この間、明治一九年、同二六年、同三二年、三五年の六年間のみ不明ですが残りは総て揃っています。戸長役場の時代は、明治二二年市町村制の開始で終わります。その後、今に通ずる村役場の時代が始まります。郡役所はその行政システムを作るために、まことにこまごまとした指導を行っています。綴じてある簿冊の厚さがそのことを物語っているようで、初期のものほど厚くなっています。鳥取県がどのような法制度の下に誕生し現在にいたったかを知りたければ、まず、なによりも旧多里村役場文書に当たらなければなりません。この資料が保存されたのは、地元が多里の歴史を勉強する保存会があったことが大きな要因です。この保存会の方々が旧役場資料を大切にされたのです。この資料群は全体を県の重要文化財に指定しても良いのではないのでしょうか。

〈佐治村役場資料〉

この度の「市町村公文書保存支援事業」により調査しました。

旧佐治村役場資料とはいいません。明治四三（一九一〇）年口佐治・中佐治・上佐治が合併して佐治村が出現し今日に至っているからです。百年近く続いてきた行政体です。明治一一年の郡区町村編制法によって、大区小区制が廃止されて郡役所が開設されます。さらに明治二二年の市町村制に向けて制度が整えられていきます。佐治村役場資料には近代行政制度が整備されていく過程を見ることができません。戸長役場、連合戸長役場、口・中・上三村役場、佐治村役場へと切れ目なく、合併ごとの引継関係文書がよく残っています。どんな事務が廃止され、どんな仕事が増えたのか、その軌跡をたどることができなのが佐治村役場文書の特色です。どうしてこのように文書が残ったのでしょうか。村役場のうらに鉄筋三階建ての「文書館」の表札を掲げた建物があります（口絵参照）。昭和六〇年代に建てられたもので、文書を入れておく大きな「入れ物」が存在していたということが文書資料が残った大きな要因です。「文書館」には職員は配置されておらず公文書館としての機能はしていませんが、古くからの公文書を大まかに整理して保存してあります。しかし「文書館」の建物が山

かつて総ての町村が作成し、そして焼却処分したところの文書資料が残っています。なぜ残り得たのかはわかりませんが、県庁からはるか遠く離れていたため、敗戦直後の文書廃棄の際に厳重な監視が無く、実行しなかったのではないかと思います。もしそうであれば役場職員のルーズさが資料残存にはよかったです。そして公文書資料は使用しない土蔵に詰め込まれ、放置されたまま忘れられていた。最近、土蔵を壊すことになり取り出されたのでしょうか。放置されたのが土蔵であったことが保存にとっても良かったと思います。ただ知らせを受ける前に一部廃棄されたとかそのことは残念です。

以上三つの例を見ましたが、残っている旧役場資料の内容は同じではありません。残っている旧役場資料をすべて調査すれば、役場ごとに異なる内容であろうと思われるかもしれません。それらの間で相互に補完され全体像に迫れるのではないかと思います。

〈岩美町役場資料〉

悔やまれる例もお話します。一九九六年「欠落公文書収集事業」として岩美町役場に調査にいきました。旧来の木造庁舎を取り壊して新しく建て替えるということだったからです。段ボール箱三〇箱分の公文書を公文書館で借り受

のすぐ根にありながら除湿装置が無いためカビくさく資料の劣化が懸念されます。三度調査に行き一八〇冊を借りだして整理し目録を取ることができました。まだ数回は調査しなければなりません。

〈旧大山村役場資料〉

二〇〇〇年一〇月二四日、市町村役場の文書担当職員等を対象に、公文書保存のための研修を公文書館で開催しました。会の後、参加者を公文書館の書庫に案内した時、大山町から参加された職員の方が、「旧大山村役場跡の建物の中に、公文書館にあるのと同じような古い簿冊を山積みしている。近々廃棄処分する予定だ」と話されました。二日後、館長と専門職員が調査に出かけました。昭和一〇年代の、通常なら真つ先に焼却処分されている文書がかなりあることがわかりました。「大東亜戦争関係綴」という簿冊をサンプルとして一冊持ち帰り調べたところ大変貴重な文書でした。そこで大山町役場と協議して公文書館に搬入して調査させてもらうことになりました。約三〇〇冊の簿冊がありました。特色は、アジア・太平洋戦争関係の資料を多く残していることです。「大東亜戦争関係綴」「国民精神総動員関係綴」をはじめとして、国防婦人会、軍事奉公会、銃後奉公会、銅鉄回収寺院関係、配給関係など、

け目録を作成し、マイクロフィルムに撮影しました。そして、とりわけ貴重な文書資料についてはくれぐれも保存していただきたい旨を担当職員に強調して返却しました。二年後に訪れた時には、貴重資料として保存をお願いしていた文書は見つかりませんでした。どこかに保存してあればうれしいのですが…

かつて昭和三九・四〇年に県史編纂のため、町村役場資料等を調査した記録があります。しかしそれから四〇年経った今、記録してある文書の多くがすでに無くなっています。この度の事業で町村から借り受けて調査した資料は元の町村に返却するのですが、返却後、廃棄されるのではないかと心配します。保存のための施設が必要です。できれば町村に公文書館を設置して欲しい。せめて市町村の資料保存の機関に保管して欲しいものです。市町村にしかるべき保存機関が出来るまで県の施設で預かることも検討しなければなりません。

おわりに

二つのことを申し上げて終わりにしたいと思います。一つは日常的な資料についてです。役場は、住民の土地、戸籍等を記録管理します。住民は税金を払い、出生届を出

し、初等教育を受け、埋葬届けを出します。兵役の記録も豊富です。地区の人々の人生をまるごと記録しています。どんな人がおり、どんな生活を続けて今に至ったか、地域の共同の記憶を持ち続けているのが役場の公文書です。特別の出来事に関する資料の保存も大事ですが、同時にごくありふれた日常的な記録も大事です。時間が経つと生活そのものであった日常的な事柄が不明になってくるからです。町村役場にはまだそのような資料がのこっています。一九九七年人々が外国で宿泊した延べ数は六億三〇〇〇万日、統計的には九人に一人が外国で一泊していることになります。たしかに活動領域は地球的に広がってはいますが私たちの生活の基本基盤は地域にあります。大きな潮流を見ると同時に地域の日常を見ることをわすれないで、その資料を保存する必要があります。

もう一つは国民の集団化についてです。明治以降、日本は近代国家形成に努力し、国家を強めて来ましたが、それは普通の人々が政治に巻き込まれる過程でもありました。トマス・ホップスは「国家がなしえないこと、リヴァイアサンにとつてさえもなしえないことは、唯一つ、人を殺すように、また自らすすんで殺されるように国民を強制することである」と記しています。しかし近代国家はこれをやりました。人を殺し、自分も殺されるようになさしめまし

た。国家がどのように地域を取り込んでいったのか、地域はどのように対応していったのか、国民という集団に地域が一体化していく過程を町村資料は秘めています。民主化とは何かという問題に地域の公文書資料からせまっていくことができると思われます。どこか遠くのことと思われないで、離れたところの資料ではなく地域の資料から自らの問題、あるいは自分に繋がっている問題として考えなければならぬ。全体から地域を見る、地域から全体を見る。そして歴史性を深めていく。大量の公文書保存が危惧される市町村合併時の公文書の調査と保存には取り組み意味が大いにあります。

(：イラク戦争に自衛隊が派遣されている時期に：)

本文は、平成一六年五月二〇日、全史料協関東部会二〇周年記念「市町村合併と公文書保存シンポジウム」(於：千葉県文書館)における講演原稿である。